

鈴鹿市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 1 6 号

鈴鹿市行政組織規則の一部を改正する規則

鈴鹿市行政組織規則（平成 9 年鈴鹿市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前																					
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 本庁機関 鈴鹿市行政組織条例第 2 条に規定する部及び会計管理者の補助組織をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(課及びグループの設置)</p> <p>第 3 条 鈴鹿市行政組織条例第 2 条の規定により設けられた部の事務を分掌させるため、次の表の左欄に掲げる部に、同表の中欄に掲げる課及び同表の右欄に掲げるグループを、それぞれ置く。</p> <table border="1" data-bbox="217 1736 742 2054"><thead><tr><th>部</th><th>課</th><th>グループ</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>総務部</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>技術</td><td>技術監</td><td>契約グループ 土木</td></tr></tbody></table>	部	課	グループ	略	略	略	総務部	略	略	技術	技術監	契約グループ 土木	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 本庁機関 鈴鹿市行政組織条例第 2 条に規定する部及び技術監理契約課並びに会計管理者の補助組織をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(課及びグループの設置)</p> <p>第 3 条 鈴鹿市行政組織条例第 2 条の規定により設けられた部の事務を分掌させるため、次の表の左欄に掲げる部に、同表の中欄に掲げる課及び同表の右欄に掲げるグループを、それぞれ置く。</p> <table border="1" data-bbox="845 1736 1370 2054"><thead><tr><th>部</th><th>課</th><th>グループ</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>総務部</td><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	部	課	グループ	略	略	略	総務部	略	略
部	課	グループ																				
略	略	略																				
総務部	略	略																				
技術	技術監	契約グループ 土木																				
部	課	グループ																				
略	略	略																				
総務部	略	略																				

監理 部	理契約 課	<u>技術管理グループ</u> <u>建築技術管理グルー プ</u>
	公共施 設マネ ジメン ト課	<u>計画推進グループ</u> <u>建築第一グループ</u> <u>建築第二グループ</u> <u>設備第一グループ</u> <u>設備第二グループ</u>
略	略	略
産業 振興 部	略	略
	商業振 興課	商業支援グループ 地 域資源活用グループ
略	略	略
都市 整備 部	略	略
	住宅政 策課	略

略	略	略
産業 振興 部	略	略
	商業観 光政策 課	商業支援グループ 地 域資源活用グループ <u>観光・モータースポー ツ振興グループ</u>
略	略	略
都市 整備 部	略	略
	住宅政 策課	略
	公共施 設政策 課	<u>公共施設マネジメン ト グループ</u> <u>建築第一グ ループ</u> <u>建築第二グル ープ</u> <u>設備第一グルー プ</u> <u>設備第二グループ</u>

2. 鈴鹿市行政組織条例第2条の規定により設
けられた技術監理契約課の事務を分掌させる
ため、同課に契約グループ、土木技術管理グ
ループ及び建築技術管理グループを置く。

(局の設置)

第3条の2 産業振興部の事務を分掌させるため、同部に次の表の左欄に掲げる局及び同表

の右欄に掲げる室をそれぞれ置く。

<u>局</u>	<u>室</u>
<u>観光・モータース</u>	<u>観光・モータース</u>
<u>ポーツ局</u>	<u>ポーツ振興室</u>

(室の設置)

第4条 第3条の規定により設置された課の事務を分掌させるため、次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

略

(課、局及び室の事務分掌)

第5条 略

2 観光・モータースポーツ局の事務分掌概目

は、次のとおりとする。

- (1) 観光政策の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 観光施設に関すること。
- (3) 観光関係団体に関すること。
- (4) モータースポーツ振興に関すること。
- (5) モータースポーツ関係団体に関すること。

3 略

(会計管理者の補助組織)

第6条 略

2～4 略

5 会計課の事務分掌概目は、次のとおりとする。

(室の設置)

第4条 前条第1項の規定により設置された課の事務を分掌させるため、次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

略

(課及び室の事務分掌)

第5条 略

2 略

(会計管理者の補助組織)

第6条 略

2～4 略

5 会計課の事務分掌概目は、次のとおりとする。

(1)～(13) 略

(14) 指定公金事務取扱者の公金出納事務の
検査に関すること。

(主管課の設置)

第7条 略

2 前項の主管課は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる課とする。

部	主管課
略	略
総務部	略
<u>技術監理部</u>	<u>技術監理契約課</u>
略	略

3 略

(本庁機関の職)

第18条 次の表の左欄に掲げる部等に、それぞれ同表の右欄に定める職を置く。

区分	職
部	略
<u>局</u>	<u>局長</u>
略	略

2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる部等に、それぞれ同表の右欄に定める職を置くことができる。

区分	職
部	略
<u>局</u>	<u>副参事、主幹、副主幹、主査、 副主査</u>
略	略

(1)～(13) 略

(主管課の設置)

第7条 略

2 前項の主管課は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる課とする。

部	主管課
略	略
総務部	略
略	略

3 略

(本庁機関の職)

第18条 次の表の左欄に掲げる部等に、それぞれ同表の右欄に定める職を置く。

区分	職
部	略
略	略

2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる部等に、それぞれ同表の右欄に定める職を置くことができる。

区分	職
部	略
略	略

(局長の基本的職務)

第20条の2 局長は、局の所掌事務の全てを掌理し、事業の企画、推進及び評価について総括し、局の最高責任者として所属職員を指揮監督するとともに、他課との調整を行う。

別表第1 (第5条関係)

課	事務分掌概目
略	略
技術監理契約課	略
公共施設マネジメント課	(1) <u>市有建築物等の調査、設計及び工事に関すること。</u> (2) <u>市有建築物の再編及び活用に関すること。</u> (3) <u>鈴鹿市公共施設等総合管理計画に関すること</u> 。 (4) <u>鈴鹿市公共建築物個別施設計画に関すること</u> 。
略	略

第18条の2 本市に技術統括監を置く。

2 前項の技術統括監を補佐する職として参事を置くことができる。

(技術統括監の基本的職務)

第20条の2 技術統括監は、技術監理契約課の所掌事務の全てを総括し、所属職員を指揮監督するとともに、他部との調整を行う。

2 前項に定めるもののほか、技術統括監は、建設技術に関し、必要な範囲で他部の職員を指導することができる。

別表第1 (第5条関係)

課	事務分掌概目
略	略
技術監理契約課	略
略	略

	<p><u>の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号）に基づく要除却マンションの認定等に関すること。</p> <p>(15)・(16) 略</p> <p>(17) <u>三重県ユニバーサルデザイン</u>のまちづくり推進条例（平成11年三重県条例第2号）に基づく協議等に関すること。</p>		<p><u>等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号）に基づく要除却マンションの認定等に関すること。</p> <p>(15)・(16) 略</p>
住宅政策課	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>に基づく<u>マンション再生組合</u>の設立等に関すること。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) <u>住生活基本計画</u>に関すること。</p> <p>(9)～(16) 略</p>	住宅政策課	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>に基づく<u>マンション建替組合</u>の設立等に関すること。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) <u>鈴鹿市住生活基本計画の推進</u>に関すること。</p> <p>(9)～(16) 略</p>
		公共施設政策課	<p>(1) <u>工事の請負契約</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>市有建築物の建築工事</u>の設計及び監理に関すること。</p> <p>(3) <u>市有建築物の耐震診断及び耐震補強計画</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>市有建築物の電気設備</u></p>

--	--

<p>及び機械設備工事の設計及び監理に関すること。</p> <p>(5) <u>市有建築物の維持修繕工事の設計及び監理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>鈴鹿市公共施設等総合管理計画に関すること。</u></p> <p>(7) <u>鈴鹿市公共建築物個別施設計画に関すること。</u></p>
--

別表第2 (第5条関係)

室	事務分掌概目
略	略
ものづくり産業支援センター	略
<u>観光・モータースポーツ振興室</u>	<p>(1) <u>観光政策の総合的企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>観光施設に関すること。</u></p> <p>(3) <u>観光関係団体に関すること。</u></p> <p>(4) <u>モータースポーツ振興に関すること。</u></p> <p>(5) <u>モータースポーツ関係団体に関すること。</u></p>
略	略

別表第2 (第5条関係)

室	事務分掌概目
略	略
ものづくり産業支援センター	略
略	略

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(鈴鹿市職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

2 鈴鹿市職員の管理職手当の支給に関する規則(昭和41年鈴鹿市規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
組織	職	支給月額	組織	職	支給月額
市長部局	部長	100,000円	市長部局	部長、 <u>技術統括監</u>	100,000円
	会計管理者、 <u>理事、局長、次長</u>	80,000円		会計管理者、理事、次長	80,000円
	略	略		略	略
略	略	略	略	略	略

(鈴鹿市市有財産規則の一部改正)

3 鈴鹿市市有財産規則(昭和43年鈴鹿市規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(用語の定義)	(用語の定義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 課 鈴鹿市行政組織規則(平成9年鈴鹿市規則第7号) <u>第3条</u> に規定する課、 <u>同</u>	(1) 課 <u>鈴鹿市行政組織条例(平成8年鈴鹿市条例第25号)第2条</u> に規定する技術監

<p>規則第3条の2に規定する観光・モータースポーツ局及び同規則第6条第1項に規定する会計課をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>理契約課、<u>鈴鹿市行政組織規則</u>（平成9年鈴鹿市規則第7号）<u>第3条第1項</u>に規定する課及び同規則第6条第1項に規定する会計課をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p>
---	---

(鈴鹿市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

4 鈴鹿市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年鈴鹿市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前																												
<p>(等級別基準職務表)</p> <p>第3条 条例第3条第3項の規則で定める職務は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">職務 の級</th> <th style="width: 75%;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職</td> <td>7級</td> <td><u>局長の職務</u> 会計管理者の職務 選挙管理委員会の事務局長の職務</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>消防長の職務 議会の事務局長の職務 監査委員の事務局長の職務</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	区分	職務 の級	基準となる職務	行政	略	略	職	7級	<u>局長の職務</u> 会計管理者の職務 選挙管理委員会の事務局長の職務	8級	消防長の職務 議会の事務局長の職務 監査委員の事務局長の職務	略	略	略	<p>(等級別基準職務表)</p> <p>第3条 条例第3条第3項の規則で定める職務は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">職務 の級</th> <th style="width: 75%;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職</td> <td>7級</td> <td>会計管理者の職務 選挙管理委員会の事務局長の職務</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td><u>技術統括監の職務</u> 消防長の職務 議会の事務局長の職務 監査委員の事務局長の職務</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	区分	職務 の級	基準となる職務	行政	略	略	職	7級	会計管理者の職務 選挙管理委員会の事務局長の職務	8級	<u>技術統括監の職務</u> 消防長の職務 議会の事務局長の職務 監査委員の事務局長の職務	略	略	略
区分	職務 の級	基準となる職務																											
行政	略	略																											
職	7級	<u>局長の職務</u> 会計管理者の職務 選挙管理委員会の事務局長の職務																											
	8級	消防長の職務 議会の事務局長の職務 監査委員の事務局長の職務																											
略	略	略																											
区分	職務 の級	基準となる職務																											
行政	略	略																											
職	7級	会計管理者の職務 選挙管理委員会の事務局長の職務																											
	8級	<u>技術統括監の職務</u> 消防長の職務 議会の事務局長の職務 監査委員の事務局長の職務																											
略	略	略																											

(鈴鹿市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

- 5 鈴鹿市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成4年鈴鹿市規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
組織	職	金額	組織	職	金額
市長	部長	12,000円	市長	部長、 <u>技術統括監</u>	12,000円
部局	会計管理者、 <u>理事、局長、次長、参事</u>	9,000円	部局	会計管理者、理事、次長、参事	9,000円
	略	略		略	略
略	略	略	略	略	略
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
組織	職	金額	組織	職	金額
市長	部長	6,000円	市長	部長、 <u>技術統括監</u>	6,000円
部局	会計管理者、 <u>理事、局長、次長、参事</u>	4,500円	部局	会計管理者、理事、次長、参事	4,500円
	略	略		略	略
略	略	略	略	略	略

（鈴鹿市庁内会議に関する規則の一部改正）

- 6 鈴鹿市庁内会議に関する規則（平成7年鈴鹿市規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後		改正前	
(行政経営会議)		(行政経営会議)	
第3条	略	第3条	略
2	行政経営会議は、次に掲げる者をもって組	2	行政経営会議は、次に掲げる者をもって組

<p>織し、代理人の出席は認めない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 部長及び監査委員事務局長</p> <p>(3) 略</p> <p>3～8 略</p> <p>(部長連絡会議)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 部長連絡会議は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 部長、議会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長及び会計管理者</p> <p>(3) 略</p> <p>3～7 略</p>	<p>織し、代理人の出席は認めない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 部長、<u>技術統括監</u>及び監査委員事務局長</p> <p>(3) 略</p> <p>3～8 略</p> <p>(部長連絡会議)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 部長連絡会議は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 部長、<u>技術統括監</u>、議会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長及び会計管理者</p> <p>(3) 略</p> <p>3～7 略</p>
---	---

(鈴鹿市物品管理規則の一部改正)

7 鈴鹿市物品管理規則（平成9年鈴鹿市規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）<u>第3条</u>に規定する課、<u>同規則第3条の2</u>に規定する観光・モーター</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 <u>鈴鹿市行政組織条例（平成8年鈴鹿市条例第25号）第2条</u>に規定する<u>技術監理契約課</u>、鈴鹿市行政組織規則（平成9年</p>

スポーツ局及び同規則第6条第1項に規定する会計課をいう。

(2) 略

別表（第7条関係）

組織		出納員
略	略	略
技術 監理 部	技術監 理契約 課	庶務担当グループリ ーダー
	公共施 設マネ ジメン ト課	
略	略	略
産業 振興 部	略	庶務担当グループリ ーダー
	商業振 興課	
	略	
	耕地課	
	観光・ モータ ースポ ーツ局	主務課長の指定する 者
略	略	略
都市 整備 部	略	庶務担当グループリ ーダー
	住宅政 策課	

鈴鹿市規則第7号) 第3条第1項に規定する課及び同規則第6条第1項に規定する会計課をいう。

(2) 略

別表（第7条関係）

組織		出納員
略	略	略
技術監理契約課		庶務担当グループリ ーダー
略	略	略
産業 振興 部	略	庶務担当グループリ ーダー
	商業観 光政策 課	
	略	
	耕地課	
略	略	略
都市 整備 部	略	庶務担当グループリ ーダー
	住宅政 策課	

				<u>公 共 施</u>	
				<u>設 政 策</u>	
				<u>課</u>	
略	略	略	略	略	略

(鈴鹿市副市長事務分担規則の一部改正)

8 鈴鹿市副市長事務分担規則（平成19年鈴鹿市規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(事務分担)</p> <p>第2条 副市長の事務分担は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他の1人の副市長</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>技術監理部</u>に属する事務</p> <p>ウ～ケ 略</p>	<p>(事務分担)</p> <p>第2条 副市長の事務分担は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他の1人の副市長</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>技術監理契約課</u>に属する事務</p> <p>ウ～ケ 略</p>

(鈴鹿市情報化推進体制の整備に関する規則の一部改正)

9 鈴鹿市情報化推進体制の整備に関する規則（平成27年鈴鹿市規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(推進本部の組織)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 本部員は、情報統括官である副市長以外の副市長、上下水道事業管理者、教育長、部</p>	<p>(推進本部の組織)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 本部員は、情報統括官である副市長以外の副市長、上下水道事業管理者、教育長、部</p>

長、会計管理者、消防長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長をもって充てる。

(DX推進委員会及び専門部会の設置)

第14条 略

2 推進委員会は、政策経営部長、補佐官等、防災危機管理課長、総合政策課長、総務課長、技術監理契約課長、地域協働課長、文化振興課長、環境政策課長、こども政策課長、健康福祉政策課長、産業政策課長、土木総務課長、都市計画課長、経営企画課長、教育総務課長、消防総務課長、財政課長、人事課長及び情報政策課長で組織する。

3～6 略

長、技術統括監、会計管理者、消防長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長をもって充てる。

(DX推進委員会及び専門部会の設置)

第14条 略

2 推進委員会は、政策経営部長、補佐官等、防災危機管理課長、総合政策課長、総務課長、地域協働課長、文化振興課長、環境政策課長、こども政策課長、健康福祉政策課長、産業政策課長、土木総務課長、都市計画課長、経営企画課長、教育総務課長、消防総務課長、財政課長、人事課長及び情報政策課長で組織する。

3～6 略

(鈴鹿市入札監視委員会規則の一部改正)

10 鈴鹿市入札監視委員会規則（平成27年鈴鹿市規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>技術監理部技術監理契約課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>技術監理契約課</u> において処理する。